

波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託に関する基本協定書（案）

波洲橋架替工事にかかる現場技術業務委託（以下「本委託」という。）に関して、尼崎市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「設計者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本委託の対象業務）

第 1 条 本委託とは、以下の 3 業務を示す。

令和 6 年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

令和 7 年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

令和 8 年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

（目的）

第 2 条 本協定は、本委託の契約締結に向けて、発注者及び設計者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（発注者及び設計者の義務）

第 3 条 発注者及び設計者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（有効期間）

第 4 条 本協定は、本協定の締結の日から令和 8 年度の本委託契約日の前日まで、または令和 7 年度以降において発注者から本委託に対して契約しない旨を通知した日まで有効とする。

（管理技術者及び現場技術員の配置の準備）

第 5 条 設計者は、波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託及び各年度の本委託業務の完了 1 か月前までに入札説明書 3. 参加資格に示す管理技術者（現場技術業務）及び現場技術員の配置を準備しなくてはならない。

（管理技術者もしくは現場技術員が配置できなかった場合の措置）

第 6 条 設計者は、現場技術業務の技術者が配置できなかった場合は、波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託及び本委託の業務委託契約書に記される下記の関連条文に従い賠償請求に応じる。

①（委託者の解除権等） 第 11 条

②（違約金） 第 12 条

③（損害賠償責任等） 第 22 条

④（遅延利息） 第 24 条

2 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に対して従うこと。

(協定内容の変更)

第7条 本協定に規定する各事項は、発注者及び設計者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と設計者が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者

所在地

名称

代表者

設計者

所在地

名称

代表者